

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」について

(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (R4.5.25 施行))

1 新法の概要

目的 (第1条)

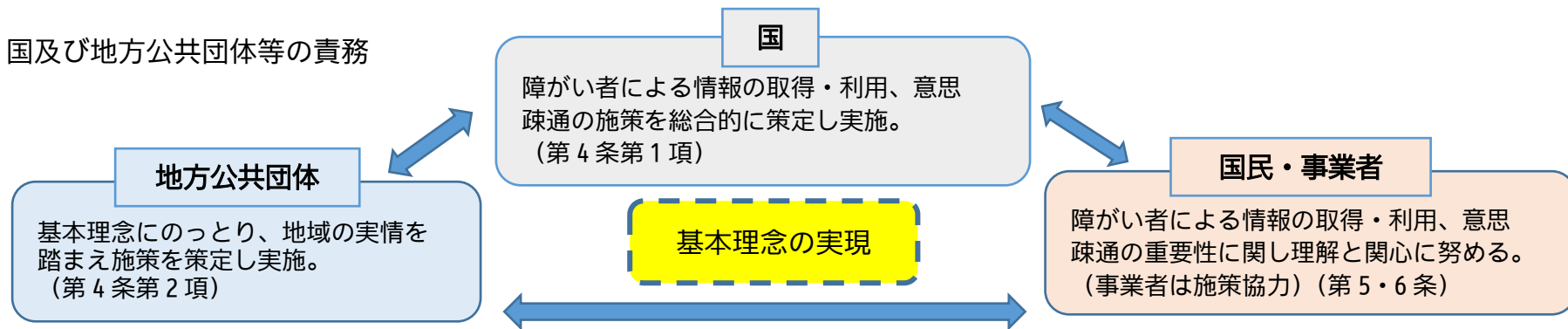
全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要
 ⇒ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念 (第3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う (デジタル社会)

2 国及び地方公共団体等の責務



3 今後の具体的取り組み

